第六十三号議案

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者　東京都知事　小池百合子

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

４　療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十三条の二　療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い

必要な措置を講じなければならない。

２　療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

３　療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第二十九条の二　療養介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

３　療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第四十三条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十七条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に

改める。

第六十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十四条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十四条の三　就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

２　就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項及び第二十九条の二（改正後の条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十三条の二（改正後の条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第十三条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四条第二項及び第四十七条第二項（改正後の条例第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5　施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十五条第三項（改正後の条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第二十五条第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。